

○ 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する訓令の制定について

平成3年6月24日
通達甲交規第24号警察本部長

各部課（所、隊、校）署長

この度、別添のとおり保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する訓令（平成3年茨城県警察本部訓令第5号）を制定し、平成3年7月1日から施行することとしたが、制定の趣旨、要点等は下記のとおりであるから運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）については、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成2年法律第74号）によりその一部が改正され、平成3年7月1日から施行されるが、これに伴い、公安委員会の行う保管場所を確保していない自動車に対する運行供用制限等に関する規定が新たに設けられたため、運行供用制限等に係る一連の事務手続きについて定めたものである。

2 制定の要点

- (1) 法第8条から第10条までに規定する運行供用制限等の一連の事務手続きについて定めたものである。
- (2) 法第9条第2項から第5項までに規定する運行禁止標章のはり付け、取り除き、保管場所確保の確認等は、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うこととした。
- (3) 法第12条の自動車の保有者及び自動車の保管場所を管理する者からの報告又は資料の提出の要求は、当該保管場所の位置を管轄する警察署長が行うこととした。

3 運用上の留意事項

保管場所を確保していない自動車に対する運行供用制限等の事務手続きを進めるに当たっては、保管場所管理システム及び駐車違反管理システムの有効な活用を図ること。